諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年9月2日(平成28年(行情)諮問第535号) 答申日:平成29年5月1日(平成29年度(行情)答申第37号)

事件名:「第12期情報基礎課程(電波部)」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の7文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については,文書7(27枚目の電話番号)を開示すべきである。

- 文書1 自衛隊の統合運用等 平成26年2月26日 統合幕僚監部運 用部運用第1課
- 文書 2 情報本部「情報基礎課程」教育支援 航空自衛隊の情報活動 平成 2 7 年 3 月 1 0 日 航空幕僚監部 情報課
- 文書 3 第 1 2 期情報基礎課程(電波部)
- 文書 4 情報基礎課程教育資料 衛星と画像分析 26.3.11 情報本部画像・地理部
- 文書 5 戦略情報概説「情報調整基礎」-第12期情報基礎課程- 平成26年2月25日
- 文書 6 第 1 2 期情報基礎課程(情報保全) 2 6 . 2 . 2 6
- 文書 7 平成 2 5 年度情報保証教育(情報基礎課程)計画部システム通信課 2 6 . 3 . 3

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月15日付け防官文第4408号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 当該行政機関が保有しているもの」(別件の損害賠償請求事件にお ける国の主張)である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の

電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定された P D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して いるか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日 付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特 定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的 記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官 庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示す るとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所 管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定(平成25年12月25日付け 防官文第17119号)でWordファイルを特定・明示している ので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。 イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を 行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象 と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報 について開示決定等をやり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用された テキスト類の全て*対象文書は、2014.4.8-本本B28から改 訂された最新版が存在すればそれを希望。**電磁的記録が存在する場 合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成28年7月1日まで開示決定等の期限を延長した上で、第1回目の開示決定として本件対象文書を特定し、同年3月15日付け防官文第4408号により、その一部が法5条1号、2号、3号及び6号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由については、別表のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条2号に該当する部分については、実在する法律事務所の権利利益を害するおそれがあることから、同条3号及び同条6号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに防衛省・自衛隊の今後の活動に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーション用ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号、2号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処 分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年9月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月27日 審議

④ 同年10月4日 異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成29年3月17日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年4月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省情報本部における第12期情報基礎課程において使用された資料(PDF形式以外の電磁的記録)である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 当審査会において確認したところ、本件対象文書においてマスキング されている部分の一部(文書7の28枚目の一部)について、行政文書 開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認 められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと ころ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れと のことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分(行政文書開示決定通知書)において開示された部分と認められるから、 異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

- (2)以上を前提として、以下、検討する。
 - ア 架空の不審電子メールの送付者の電話番号

別表の番号2欄に掲げる不開示部分のうち、文書7の27枚目の不 開示部分は、架空の不審電子メールにおける送付者の電話番号であり、 当該不開示部分に対する注釈である「実在する法律事務所の電話番 号」との記載は開示されていると認められる。

当該不開示部分は、当該法人その他の団体の本来の活動等と無関係であることは明らかであり、これを公にしたとしても、いずれの法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどがあるとは認められないことから、法 5 条 2 号に該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書 7の26枚目については、原処分で不開示としたが、開示するとのこ とであるので、これについては判断しない。

イ 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、特定自衛官の生年月日、勤 務歴及び写真の顔部分である。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしいに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されている又は個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 自衛隊の部隊等の編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の部隊等の編成に 関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢が 推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏ま えた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の 効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めら れるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 自衛隊の警戒監視に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の警戒監視に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警戒監視活動の 態様、監視対象等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗 措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効 果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれが あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ るので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 自衛隊の地震対処計画に関する情報

別表の番号 5 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の地震対処計画に 関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の巨大地震への対処態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害され

るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 自衛隊の宿営地等に関する情報

別表の番号 6 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の国際平和協力活動に当たる特定部隊の宿営地等及び活動拠点の具体的な構造等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の防御能力等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、自衛隊に対する破壊活動、妨害行為等を行うことを容易ならしめるなど、自衛隊の部隊に損害が生じ、又は自衛隊の国際任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 自衛隊の国際平和協力活動に関する情報

別表の番号 7 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の国際平和協力活動に関する具体的な予定が記載されている。

当該活動予定は、その性質上、関係国との綿密な調整の下に作成されていると認められることから、当該部分を公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれ、自衛隊の活動に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 自衛隊の訓練の成果及び問題点に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、自衛隊が米軍と実施した 訓練の成果及び問題点に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が 推察され、悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることが可能となる など、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひい ては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることに つき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開 示とすることが妥当である。

ケ 防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号9欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報業 務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の 収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、 悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となる など、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

コ 我が国政府の情報業務に関する情報

別表の番号10欄に掲げる不開示部分には、我が国政府内の情報業務の運用態勢に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府内における情報業務の運用要領が明らかとなり、我が国政府の情報業務を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、我が国政府の情報収集・分析活動に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

サ 情報保全業務に関する情報

別表の番号11欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報 保全業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力が推察され、悪意を有する相手方をしてその弱点をついた行動を採ることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号、 3 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、文書 7 (2 7 枚目の電話番号)は、同条 2 号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別表

別表	r		<u>, </u>
番号	不同	開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公
			にすることにより、個人の権利利益を
			害するおそれがある。
		5 3 枚目, 5 4 枚	個人に関する情報であり、特定の個
		目,60枚目,6	人を識別することができる。
		4枚目,66枚目	
		及び74枚目の写	
		真の顔部分	
2	文書 7	26枚目及び27	実在する法律事務所の電話番号が記
		枚目の電話番号	載されている。
3	文書 1	10枚目の一部	統合幕僚監部内の組織編成に関する
			情報であり、これを公にすることによ
			り,統合幕僚監部の態勢及び各部等の
			能力が推察される。
		49枚目の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、
		64枚目(写真の	これを公にすることにより、自衛隊の
		顔部分を除く。)	態勢が推察される。
		の一部	
4		20枚目の一部	自衛隊の警戒監視に関する情報であ
			り,これを公にすることにより,自衛
			隊の監視対象が推察される。
5		40枚目ないし4	自衛隊の地震対処計画に関する情報
		2枚目の一部	であり、これを公にすることにより、
			自衛隊の分析能力及び態勢能力が推察
			される。
6		52枚目及び53	自衛隊の宿営地に関する情報であ
		枚目(写真の顔部	り,これを公にすることにより,宿営
		分を除く。)の一	地の防御能力が推察される。
		部	
		73枚目の一部	自衛隊の活動拠点に関する情報であ
			り,これを公にすることにより,活動
			拠点の防御能力が推察される。
7		55枚目の一部	自衛隊の今後の国際平和協力におけ
			る活動内容に関する情報である。
8		86枚目の一部	訓練の成果及び問題点に関する情報

	1	T	
			であり、これを公にすることにより、
			自衛隊の運用要領及び能力が推察され
			る。
9	文書 2	6枚目及び7枚目	航空自衛隊の情報業務に関する体制
		の一部	に関する情報であり、これを公にする
			ことにより、航空自衛隊の情報業務に
			関する能力が推察される。
	文書 3	2枚目ないし12	防衛省の情報の収集・処理に係る態
		枚目、17枚目な	勢,分析能力及びその他の情報業務に
		いし21枚目,2	関する情報が記載されており、これを
		3枚目,24枚目	公にすることにより、我が国の安全を
		及び26枚目ない	脅かそうと企図する相手方による情報
		し127枚目の一	収集能力の間隙を狙った行動や情報の
		部並びに13枚目	操作による妨害といった対抗措置が講
		ないし16枚目,	じられるなど、じ後の情報活動の障害
		22枚目及び25	となる。
		枚目の全て	
	文書 4	5 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
			報が記載されており、これを公にする
			ことにより、防衛省・自衛隊の情報関
			心が推察される。
		6枚目ないし8枚	防衛省の情報業務に係る組織・編成
		目の一部	に関する情報が記載されており、これ
			を公にすることにより、防衛省・自衛
			隊の態勢が推察される。
		15枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
			報が記載されており、これを公にする
			ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
			務に関する撮像要領及び情報関心が推
			察される。
		17枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
			報が記載されており、これを公にする
		2040	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
		2 9 枚目及び3 0	務における画像情報の収集要領及び情
		枚目の全て	報関心が推察される。
		18枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する
			内容が記載されており、これを公にす

	ることにより、防衛省・自衛隊の情報
	業務に関する分析要領及び保全体制が
	推察される。
2 2 枚目, 2 3 枚	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
目及び26枚目の	報が記載されており、これを公にする
一部	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
	務に関する画像情報の収集要領が推察
	される。
27枚目の全て	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
	報が記載されており、これを公にする
	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
28枚目の一部	務における画像情報の収集能力及び情
	報収集要領並びに情報関心が推察され
	3.
31枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
	報が記載されており、これを公にする
	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
	務における画像情報の分析及び配布要
	領並びに運用体制が推察される。
32枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
	報が記載されており、これを公にする
	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
	務における画像情報の分析及び作成内
	容並びに運用体制が推察される。
3 4 枚目ないし 5	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
1 枚目及び5 3 枚	
目ないし55枚目	ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
の全て	ろこにより、
	要領及び情報関心が推察される。
57枚目ないし6	防衛省・自衛隊が収集・処理した情
0枚目の一部	報が記載されており、これを公にする
66枚目及び67	秋が記載されており、これを立にする ことにより、防衛省・自衛隊の情報業
枚目の全て	ろこにより、防衛者・日南隊の情報業
	状況及び情報関心が推察される。
61枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する
	内容が記載されており、これを公にす
	ることにより、防衛省・自衛隊の情報

	6 th B 2 7 th	にすることにより、防衛省・自衛隊の
	目,30枚目,3	情報保全業務に関する能力等が推察さ
	4枚目及び49枚	れる。
	目の一部	